

## (参考資料) 用語の解説

<b>1 化学的酸素要求量</b>	水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。略称は、COD(Chemical Oxygen Demand)。
<b>2 水質汚濁防止法</b>	公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。
<b>3 瀬戸内海環境保全特別措置法</b>	瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的として、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海環境保全基本計画の策定、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全、埋立ての基本方針等に関することを定めている。
<b>4 農(漁)業集落排水</b>	農(漁)村集落の家庭からの排水を処理する、中規模の集合処理施設。
<b>5 コミュニティ・プラント</b>	地域し尿処理施設。下水道区域外で、計画処理人口が 101 人以上 3 万人未満の水洗便所のし尿と、生活雑排水を処理する施設。
<b>6 高度処理</b>	三次処理ともいう。排水処理の標準的な工程は一次処理(スクリーン、自然沈殿)と二次処理(活性汚泥法、凝集沈殿)であるが、さらに必要な場合その後に行われるのが高度処理である。そのおもな手法は、活性炭吸着、イオン交換、電気透析、逆浸透などの高級物理化学処理や、富栄養化対策としての脱窒、脱磷と SS の完全除去のための凝集沈殿、砂ろ過などがある。
<b>7 合流式下水道</b>	汚水及び雨水を同一の管きよで排除し処理する方式。分流式下水道に比べ管路施設の建設が容易でコストも安い。古くから下水道が普及してきた大都市等において多く採用されているが、雨天時に公共用水域に流出する未処理下水により、水質汚濁上、公衆衛生上の問題が発生している。
<b>8 単独処理浄化槽</b>	生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置のこと。汲み取り便所の水洗化対策として 1970 年代より急速に普及したが、し尿以外の台所排水や洗濯排水などの雑排水が河川などにたれ流しの状態を引き起こし、今日の水質汚濁の大きな原因になっている。 このため、し尿と雑排水を合わせて処理する合併式浄化槽が開発された。2001 年 4 月からは、浄化槽法(1983)で単独式浄化槽の規定が削除され、新設のものは造られなくなった。今後は、すでに設置されている多くの単独式浄化槽を合併式に改造することが課題となっている。

<p><b>9 汚濁負荷量</b></p>	<p>水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、リン等の汚濁物質をいい、総量規制や廃水処理設備の設計の際に用いられる。一般的には、汚濁物質の時間あるいは日排出量で表わし、「汚濁負荷量(kg/日) = 汚濁濃度(mg/L) × 排水量(m<sup>3</sup>/日) / 1000」で計算する。</p>
<p><b>10 指定地域内事業場</b></p>	<p>水質汚濁防止法第4条の5に規定する、瀬戸内海の水質の汚濁に関係のある地域内の特定事業場(水質汚濁防止法特定施設を設置する事業場)で一日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上のもの。</p>
<p><b>11 堆きゅう肥</b></p>	<p>堆肥は、わら・落葉などを積み重ね、腐らせて作った肥料。 きゅう肥は、家畜の糞尿(ふんにょう)・敷きわら・草などを混ぜて腐らせた有機質肥料。</p>
<p><b>12 参画と協働</b></p>	<p>自分たちの地域を住みやすくするため、県民と県民、県民と県行政がともに知恵やアイデアを出しあって、みんなのことはみんなで決めて、力を合わせて、さまざまな地域づくりに取り組んでいくこと。</p> <p>兵庫県では、平成15年4月1日に「県民の参画と協働の推進に関する条例」を施行し、成熟社会にふさわしい、「参画と協働」による「美しい兵庫づくり」に取り組んでいる。</p> <p>条例では、「参画と協働」には、「県民と県民のパートナーシップ(地域社会の共同利益の実現への参画と協働)」と「県民と県行政のパートナーシップ(県行政の推進への参画と協働)」という2つの場面があり、これらの場面が相互に連携しながら展開することが重要であるとしている。</p>
<p><b>13 しゅんせつ</b></p>	<p>水深の保持や有害底質除去のために、海や河川、湖沼、ダム湖などの底に堆積している土砂や底質汚泥を機械的に除去することをいう。</p>
<p><b>14 覆砂</b></p>	<p>水底の環境で改善を図るため、良質な土砂などで汚泥の上を覆うこと。</p>
<p><b>15 干潟</b></p>	<p>干潟は干出と水没を繰り返す地域であり、その環境条件から、海域環境の中でも海洋生物や水鳥等の生息環境として大切な役割を有している。</p>
<p><b>16 公共用水域</b></p>	<p>水質汚濁防止法第2条第1項に規定する、河川、湖沼、港湾、沿岸地域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理施設を設置しているものを除く。)をいう。</p>
<p><b>17 富栄養化</b></p>	<p>湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっている。</p>